

11

年金

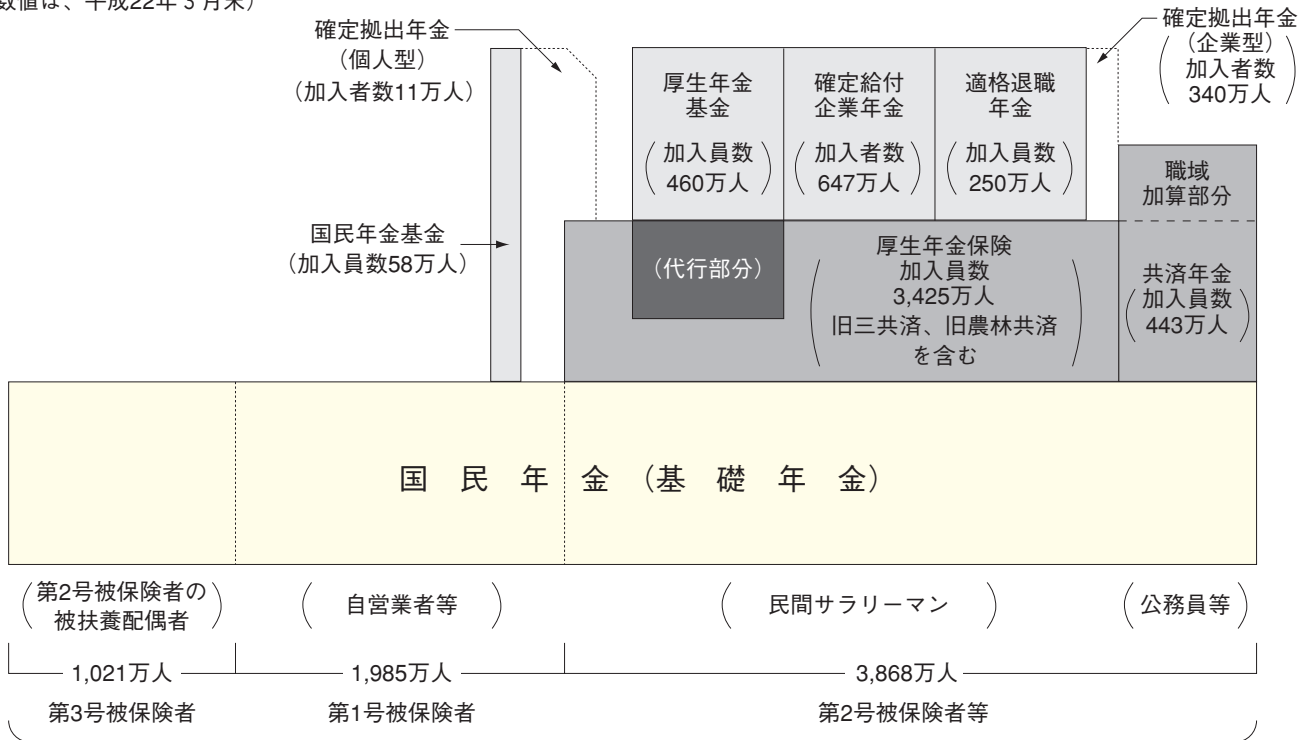
年金制度の概要

概 要

年金制度の体系

- 我が国では、現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金又は共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)
- このほか、個人や企業の選択で、厚生年金基金などに加入することができる。(3階部分)

(数値は、平成22年3月末)



- (注) 1 厚生年金基金、確定給付企業年金及び私学共済年金の加入者は、確定拠出年金(企業型)にも加入できる。
 2 国民年金基金の加入員は、確定拠出年金(個人型)にも加入できる。
 3 適格退職年金については、平成23年度末までに他の企業年金等に移行。
 4 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
○20歳以上60歳未満の自営業者、 農業者等	○民間サラリーマン、公務員等	○民間サラリーマン、公務員等に 扶養される配偶者
○保険料は定額 ・平成23年4月現在 月額15,020円 ・平成17年4月から毎年280円引き上 げ、平成29年度以降16,900円で固定 (平成16年度価格)	○保険料は報酬額に比例(厚生年金) ・平成22年9月現在 16.058% ・平成16年10月から毎年0.354%引き 上げ、平成29年度以降18.30%で固定 ○労使折半で保険料を負担	○被保険者本人は負担を要しない ○配偶者の加入している被用者年金制度 (厚生年金又は共済年金)が負担

○老齢年金の給付額(平成23年4月)

- ・自営業者(40年加入の第1号被保険者1人分) : 月額 65,741円
- ・サラリーマン夫婦(第2号被保険者の厚生年金(平均的な賃金で40年加入)と基礎年金夫婦2人分(40年加入)の合計) : 月額231,648円

○公的年金受給権者数(平成22年3月末)

3,703万人

○公的年金受給者の年金総額(平成22年3月末)

50兆2,554億円

11

年金

公的年金制度一覧

国民年金制度

(平成21年度末(平成22年3月末)現在)

区 分	被保険者数	老齢基礎年金 等受給権者数	年金扶養比率	老齢基礎年金 平均年金月額	実質的な 支出 総費用額	積立金 簿価ベース	積立比率	保険料 (平成23 年4月)	老齢基礎 年金支給 開始年齢
	①	②	① ②	(繰上げ・繰下げ除く)		[時価ベース]	[時価ベース]		
第1号被保険者	万人 1,985	万人 2,765	2.45	万円 5.8	兆円 3.9	兆円 兆円 7.5 [7.5]	4.3 [4.0]	15,020円	65歳
第2号被保険者	3,780				—	—	—		
第3号被保険者	1,021				—	—	—		
合 計	6,786								
(参考) 公的年金加入者合計	6,874								

- (注) 1. 上記のほか、老齢福祉年金受給者数は、0.8万人である。
 2. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
 3. 老齢基礎年金等受給権者数は、老齢基礎年金受給権者数に、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢(退職)年金の受給権者数等を加えたものである。
 4. 老齢基礎年金平均年金月額は、繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金受給権者に係る平均年金月額である。このほかに、繰上げ・繰下げ支給分の老齢基礎年金受給権者および旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分を含めた老齢基礎年金等平均年金月額は5.4万円である。
 5. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金勘定からの受入を控除した額に基礎年金勘定への繰入を加えたものである。
 6. 積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 7. 公的年金加入者合計は、被用者年金被保険者と、第1号・第3号被保険者の合計である。

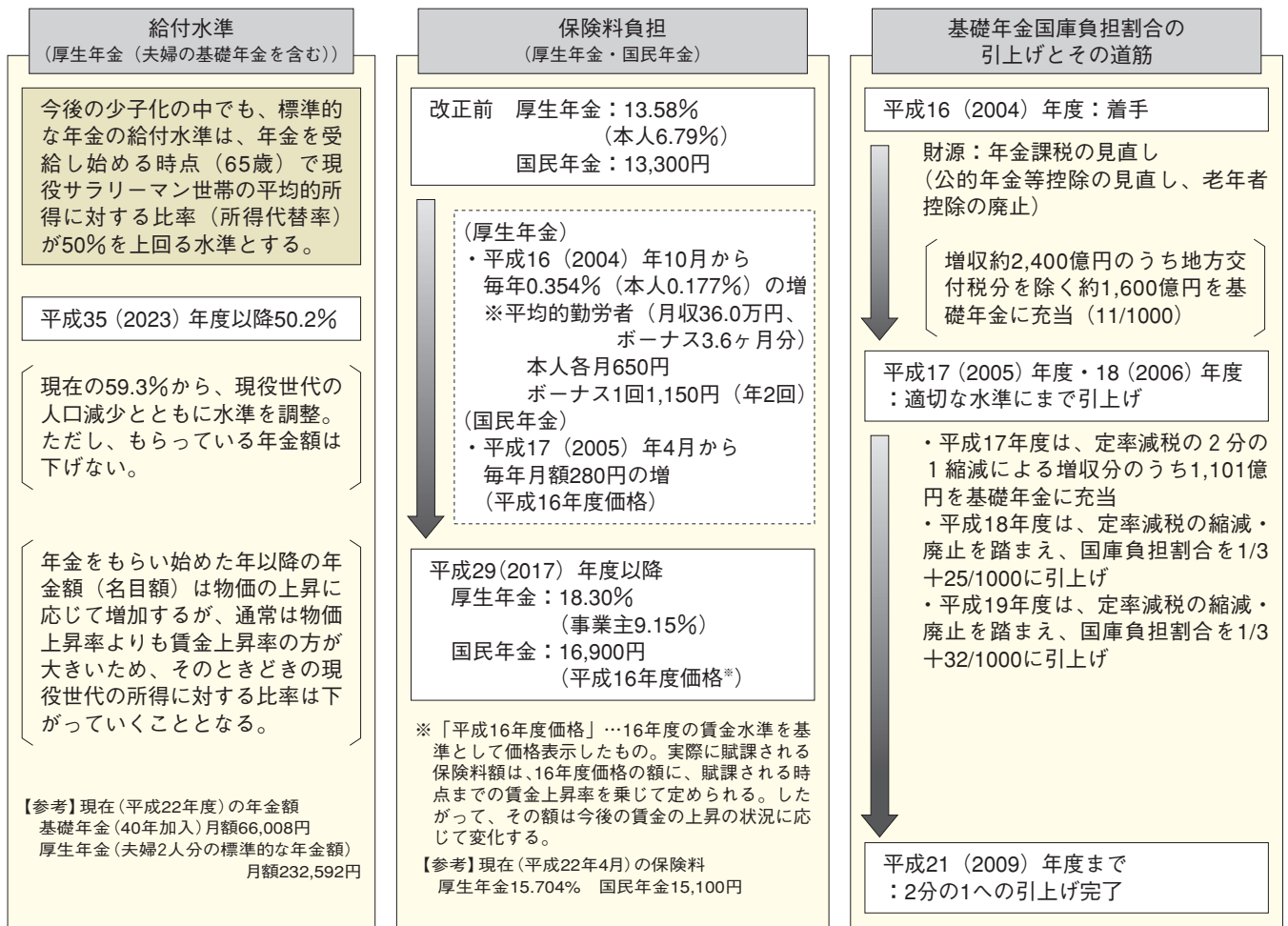
被用者年金制度

(平成21年度末(平成22年3月末)現在)

区 分	適用者数	老齢(退職)年金受給 権者数(老齢・退年相当)	年金扶養比率	老齢(退職)年金平均 年金月額(老齢・退年相当)	実質的な 支出 総費用額	積立金 簿価ベース	積立比率	保険料率 (平成23 年4月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (平成23年度)
	①	②	① ②	(繰上げ・繰下げ等除く)		[時価ベース]	[時価ベース]		
厚生年金保険	万人 3,425	万人 1,385	2.47	万円 16.5	兆円 36.7	兆円 兆円 119.5 [120.8]	4.3 [4.1]	% 16.058	報酬比例部分 一般男子・女子 60歳 坑内員・船員 59歳
国家公務員共済組合	104	68	1.53	21.7	2.0	8.4 [8.3]	6.3 [6.0]	15.508	定額部分 一般男子・共済女子64歳 厚年女子 62歳 坑内員・船員 59歳
地方公務員共済組合	291	182	1.60	22.5	5.5	38.9 [37.6]	10.0 [9.2]	15.508	
私立学校教職員共済	48	11	4.32	21.2	0.4	3.4 [3.4]	9.9 [9.1]	12.938	
合 計	3,868	1,646	2.35	17.4	44.6	170.2 [170.1]	5.1 [4.8]	—	

- (注) 1. 厚生年金保険の老齢(退職)年金受給権者数及び平均年金月額には、日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業及び農林漁業団体職員の各旧共済組合において厚生年金保険に統合される前に裁定された受給権者に係る分を含む。
 2. 共済組合の老齢(退職)年金受給権者数には減額退職年金に係る分を含む。(厚生年金保険に含まれている旧三公社共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合に係る分についても同じ。)
 3. 老齢(退職)年金平均年金月額は、老齢基礎年金を含んだものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給(減額退職年金を含む)を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているが定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外して推計している。
 4. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金交付金を控除した額に基礎年金拠出金を加えたものである。
 5. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、16.696%である。
 6. 厚生年金保険の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。
 7. 厚生年金保険の積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 8. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す指標である。(前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。)

詳細資料① 平成16年年金制度改正における給付と負担の見直し



11

年金

詳細資料② マクロ経済スライドの導入

[改正前]

- 年金を初めてもらうとき
→ 賃金の伸びで改定
- 年金をもらっている人
→ 物価の伸びで改定

負担の範囲内で給付とバランスが取れるようになるまでは、年金額の計算に当たって、賃金や物価の伸びをそのまま使うのではなく、年金額の伸びを調整する仕組み（マクロ経済スライド）を導入

新しい年金額の調整の仕組み（マクロ経済スライド）

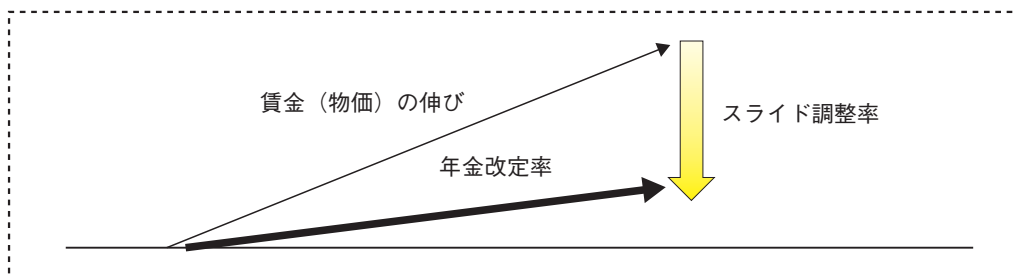
年金を初めてもらうとき（新規裁定者）：賃金の伸び率 － スライド調整率※

年金をもらっている人（既裁定者）：物価の伸び率 － スライド調整率※

※ スライド調整率：

公的年金全体の被保険者数の減少率＋平均余命の伸びを勘案した一定率（合計約0.8%）

〔※平成24年度～
平成50年度の年平均〕



- 少なくとも5年に一度の財政検証の際、おおむね100年間の財政均衡期間の終了時に年金の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金（給付費1年分程度）を保有しつつ、財政均衡期間にわたり年金財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合は、年金額の調整を開始。
- 年金額は、通常の場合、賃金や物価の伸びに応じて増えるが、年金額の調整を行っている期間は、年金を支える力の減少や平均余命の伸びを年金額の改定に反映させ、その伸びを賃金や物価の伸びよりも抑える。（この仕組みを、「マクロ経済スライド」という。）
- その後の財政検証において、年金財政の均衡を保つことができると見込まれるようになった時点で、こうした年金額の調整を終了。

詳細資料③

年金制度の国際比較

(平成23年6月作成)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度体系	2階建て 厚生年金保険 国民年金 共済年金 全居住者	1階建て (適用対象外) 老齢・遺族・障害保険 無業者 被用者及び自営業者	2階建て (適用対象外) 基礎年金 無業者等 被用者及び自営業者	1階建て (適用対象外) 一部自営業者年金 被用者及び一部自営業者 一般年金保険 年金保険 鉱山労働者	1階建て (適用対象外) 職域毎の自治制度 被用者 一般制度 特別制度 無業者自営業者	1階建て 保証年金 所得比例年金 無業者等 被用者及び自営業者
強制加入対象者	全居住者	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者	民間被用者及び一部の職業に従事する自営業者(弁護士、医師等)	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者
保険料率(2010年)	(一般被用者) 厚生年金保険：16.058% (2010.9～、労使折半) ※第1号被保険者は定額(2011.4～、月あたり15,020円)	12.4% (労使折半)	(一般被用者) 23.8% 本人：11.0% 事業主：12.8% ※保険料は労災、雇用保険等の財源にも利用	(一般被用者) 19.9% (労使折半)	(一般被用者) 16.65% 本人：6.75% 事業主：9.9%	17.21% 本人：7.0% 事業主：10.21% ※その他に遺族年金の保険料1.7%が事業主に掛かる(老齢年金とは別制度)
支給開始年齢(2010年)	国民年金(基礎年金)：65歳 厚生年金保険：60歳 ※男性は2025年度までに、女性は2030年度までに65歳に引上げ	66歳 ※2027年までに67歳に引上げ	男性：65歳 女性：60歳 ※女性は2020年までに65歳に引上げ ※さらに、2024年から2046年にかけて男女ともに65歳から68歳に引上げ	65歳 ※2012年から2029年までに67歳に引上げ	60歳 ※2018年までに62歳に引上げ	61歳以降本人が選択(ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳)
年金受給のために必要とされる加入期間	25年	40加入四半期(10年相当)	なし (2007年の法改正により受給資格期間は撤廃。ただし、旧法適用対象者の年金受給には男性11年、女性9.75年の加入期間が必要)	5年	なし	なし (保証年金については最低3年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要)
国庫負担	基礎年金給付費の2分の1	なし	原則なし	給付費の27.6%(2009年)	一般税、一般社会拠出金(CSG)等より約26.7%(2009年)	保証年金部分

資料出所

- ・ Social Security Programs Throughout the World : Europe, 2010 / The Americas, 2009
- ・ Mutual Information System on Social Protection in the Member States of the European Union
- ・ 先進諸国の社会保障 ①イギリス ④ドイツ ⑤スウェーデン ⑥フランス ⑦アメリカ (東京大学出版会) ほか

11

年金

詳細データ① 公的年金加入者の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年 度	加入者 総 数	国民年金 第1号 被保険者	国民年金 第3号 被保険者	被用者年金被保険者	
				厚生年金保険	共済組合
1987（昭和62）年	64,105	19,292	11,299	28,216	5,299
89（平成元）	65,678	18,155	11,788	30,433	5,302
90（ 2）	66,313	17,579	11,956	31,493	5,285
95（ 7）	69,952	19,104	12,201	33,275	5,372
96（ 8）	70,195	19,356	12,015	33,462	5,362
97（ 9）	70,344	19,589	11,949	33,468	5,339
98（10）	70,502	20,426	11,818	32,957	5,302
99（11）	70,616	21,175	11,686	32,481	5,273
00（12）	70,491	21,537	11,531	32,192	5,231
01（13）	70,168	22,074	11,334	31,576	5,184
02（14）	70,460	22,368	11,236	32,144	4,712
03（15）	70,292	22,400	11,094	32,121	4,677
04（16）	70,293	22,170	10,993	32,491	4,639
05（17）	70,447	21,903	10,922	33,022	4,599
06（18）	70,383	21,230	10,789	33,794	4,569
07（19）	70,066	20,354	10,628	34,570	4,514
08（20）	69,358	20,007	10,436	34,445	4,471
09（21）	68,738	19,851	10,209	34,248	4,429

資料：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業の概況」等
 （注）第1号被保険者には任意加入被保険者を含んでいる。

詳細データ② 公的年金受給者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年 度	総 数	国民年金			厚生年金保険	共済組合	福祉年金
		旧法抛出处	基礎年金				
1987（昭和62）年	22,523	10,077	8,959	1,118	8,910	2,048	1,488
90（平成 2）	25,001	11,001	9,096	1,905	10,647	2,390	964
95（ 7）	32,363<29,479>	14,751	7,853	6,898	14,254	2,958	400
96（ 8）	33,940<30,351>	15,611	7,543	8,067	14,956	3,044	329
97（ 9）	35,765<31,397>	16,585	7,228	9,357	15,778	3,134	268
98（10）	37,404<32,291>	17,469	6,892	10,576	16,503	3,218	215
99（11）	38,953<33,001>	18,362	6,554	11,808	17,233	3,187	171
00（12）	40,790<33,998>	19,304	6,234	13,070	18,074	3,275	137
01（13）	42,731<35,084>	20,238	5,907	14,332	19,005	3,380	107
02（14）	44,748<36,210>	21,222	5,578	15,643	20,315	3,130	82
03（15）	46,771<37,396>	22,111	5,246	16,865	21,369	3,229	62
04（16）	48,710<38,460>	22,997	4,917	18,080	22,334	3,333	47
05（17）	50,566<39,347>	23,954	4,577	19,377	23,156	3,421	34
06（18）	52,542<40,298>	24,968	4,257	20,711	24,043	3,506	24
07（19）	54,797<41,464>	25,925	3,937	21,988	25,226	3,628	17
08（20）	57,435<42,825>	26,949	3,638	23,311	26,684	3,790	12
09（21）	59,883<44,135>	27,787	3,345	24,442	28,141	3,948	8

資料：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業の概況」等
 （注） 1. < >内は、厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。
 2. 共済組合、旧共済の昭和62年度は公務上・職務上を含む。
 3. 共済組合の平成10年度以前は受給権者数である。
 4. 船員保険（新法職務上）は含まない。

詳細データ③ 公的年金受給者の年金総額の推移（年度末現在）

（単位：億円）

年 度	総 数	国民年金			厚生年金保険	共済組合	福祉年金
		旧法拠出制	基礎年金				
1987（昭和62）年	176,555	36,529	29,400	7,129	97,106	38,027	4,892
90（平成2）	216,138	43,368	31,963	11,405	122,701	46,710	3,359
95（7）	318,473<313,400>	77,456	31,365	46,091	177,104	62,305	1,608
96（8）	331,086<325,196>	84,028	30,080	53,948	182,716	63,016	1,326
97（9）	345,976<339,062>	91,427	28,787	62,640	189,654	63,816	1,080
98（10）	364,695<356,930>	100,117	27,909	72,208	198,126	65,573	879
99（11）	379,969<365,205>	108,075	26,682	81,393	204,634	65,573	705
00（12）	388,411<378,421>	115,706	25,363	90,343	211,018	60,554	563
01（13）	401,904<390,524>	123,155	24,018	99,137	216,428	61,123	442
02（14）	421,316<408,390>	130,886	22,676	108,209	227,491	61,879	337
03（15）	434,056<421,206>	136,701	21,131	115,569	233,971	62,603	254
04（16）	442,774<431,128>	143,156	19,747	123,409	236,195	63,130	190
05（17）	455,700<444,658>	150,681	18,384	132,297	240,934	63,233	138
06（18）	465,444<453,682>	158,168	17,076	141,092	242,932	63,947	98
07（19）	474,395<462,040>	165,637	15,799	149,838	244,254	64,245	69
08（20）	488,658<475,392>	173,646	14,552	159,094	249,461	64,436	47
09（21）	502,554<488,159>	180,421	13,374	167,047	255,333	66,768	32

資料：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業の概況」等

- （注） 1. < >内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
 2. 厚生年金保険の平成2年度以前は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
 3. 共済組合の昭和62年度は公務上・職務上を含む。
 4. 共済組合の平成10年度以前は受給権者の年金総額である。
 5. 船員保険（新法職務上）は含まない。

11

年金

詳細データ④ 基礎年金の給付に要する費用の状況

（単位：億円）

		1987 (昭和62)年度	90 (平成2)	95 (7)	00 (12)	01 (13)	02 (14)	03 (15)	04 (16)	05 (17)	06 (18)	07 (19)	08 (20)	09 (21)
費用負担	総額	56,108	71,948	109,779	142,140	148,173	154,563	159,559	163,886	169,246	174,536	181,518	188,821	197,400
	特別国庫負担分除く（再掲）	52,150	67,563	104,865	137,307	143,255	149,653	154,692	159,044	164,416	169,862	176,893	184,065	193,998
	国民年金	16,500	18,921	26,690	32,779	34,236	35,783	36,477	37,034	37,107	37,151	36,800	37,242	36,802
	特別国庫負担分除く（再掲）	12,542	14,536	21,777	27,946	29,319	30,873	31,610	32,192	32,276	32,477	32,175	32,486	33,400
	厚生年金保険 共済組合等	32,292 7,316	44,106 8,921	69,866 13,222	93,633 15,728	97,575 16,362	102,730 16,050	106,850 16,232	110,314 16,538	115,207 16,933	119,991 17,395	126,842 17,876	133,101 18,477	140,933 19,665
拠出金単価（月額）（円）		7,691	9,519	14,111	19,149	20,149	21,450	22,239	22,924	22,986	24,626	25,734	27,057	29,212
年金給付	総額	56,108	71,948	109,779	142,140	148,173	154,563	159,559	163,886	169,246	174,536	181,518	188,821	197,400
	基礎年金給付費	6,606	10,853	41,653	84,730	93,594	102,454	110,697	118,093	126,359	134,883	144,597	154,435	164,240
	みなし基礎年金給付費 （基礎年金交付金相当分）	49,502	61,095	68,126	57,410	54,579	52,110	48,862	45,793	42,887	39,653	36,922	34,385	33,160
	国民年金	27,120	31,296	31,507	25,588	24,251	22,916	21,378	19,957	18,583	17,197	15,896	14,766	13,765
	厚生年金保険 共済組合等	17,469 4,913	22,584 7,215	25,986 10,632	24,234 7,588	23,059 7,268	22,638 6,555	21,428 6,056	20,145 5,691	18,923 5,381	17,395 5,061	16,241 4,786	15,178 4,442	15,244 4,151

資料：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業の概況」等

- （注） 基礎年金拠出金（特別国庫負担分除く）の3分の1は国庫負担となっている。ただし、平成16年度は3分の1＋定額、平成17年度は3分の1＋1000分の11＋定額、平成18年度は3分の1＋1000分の25、平成19年度ならびに平成20年度は3分の1＋1000分の32、平成21年度は2分の1が国庫負担となっている。